

「東久留米市暴力団排除条例(素案)」パブリックコメントの結果

市民のご意見・ご提案の概要	市の考え方回答
<p>第5条（市民等の責務）について</p> <p>市のHPに情報提供欄を設けたり、あるいは警察署の情報窓口へのリンクを目に留まりやすい所へ作ってみてはいかがでしょうか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>条例の内容に関するものではありませんでしたが、ご意見は、効果的な情報提供の在り方等取り組みへの参考とさせていただきます。</p>
<p>第6条（市の行政対象暴力に対する対応方針の策定等）について</p> <p>市の職員の安全を守るために警察官の常駐や生活保護窓口には防犯カメラを設置するなどあらゆる必要な措置を検討し、講ずることを望みます。</p>	<p>条例の内容に関するものではありませんでしたが、市では、元警察官を新たに防犯対策指導員として本年4月より配置いたしました。今後とも防犯対策の一層の充実に努めて参ります。</p>
<p>第11条（青少年に対する措置）について</p> <p>『教育又は育成に携わる者・青少年が暴力団に加入もしくは協力していた場合に市は警察等へその教育者と青少年についての情報提供を積極的に行い、教育者には教職免許の剥奪等の厳罰を科す。』を付け加え、罰則を厳しくすることも重要だと思います。</p>	<p>本条例は、暴力団排除を推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資する条例を目指しております。</p> <p>教育者には、教育基本法、教育公務員特例法等に教育、教員の原則や任免などが定められています。したがって、罰則規定を付け加える必要はないものと考えております。</p>
<p>第12条（隣接市との協力）について</p> <p>隣接市との協力に加え、隣接していない市とも協力要請できるようし、都や県にも必要があれば要請できるようにしていただきたいです。</p>	<p>条例の内容に関するものではありませんでしたが、ご指摘のとおり暴力団の活動範囲は、一定の市だけに留まらず、周辺隣接市に及びます。昨年10月1日には東京都でも暴力団排除条例が施行され、市区町村との協力も規定されております。全国で制定が進んでおり、必要があれば東京都を通じた広がりをもった連携に努めて参りたいと存じます。</p>

<p>第13条（市民、市職員等の安全確保のための措置）について</p> <p>生活保護不正受給者が暴力団まがいの脅しを2～3人がかりで市職員にかけているという話も聞きますし、守るために警察官を常駐させてもいいのではないのでしょうか？</p>	<p>条例の内容に関するものではありませんでしたが、市では、元警察官を新たに防犯対策指導員として本年4月より配置いたしました。今後とも防犯対策の一層の充実に努めて参ります。</p>
--	--